

# 令和5年度 事業計画

## I 基本方針

人口減少、少子高齢化が急激に進展するわが国においては、労働力人口の大幅な減少が懸念されており、元気な高齢者が退職後も年齢に関わりなく生涯現役で働き、地域社会に参加し活躍できる「生涯現役社会」の実現が強く求められています。

3年以上にわたり続く新型コロナウイルス感染症も、ようやく収束の兆しが見えてきていますが、この影響により、当センターにおいても会員数の減少や事業実績の悪化が続きました。

令和4年度に入り、受注についてはコロナ禍以前の状況に戻りつつあるものの、会員数については落ち込んだままの状況であるため、新規会員のさらなる入会の促進を最重要課題とし、センター事業の一層の周知を図り、入会促進を図ります。

また、本年10月から導入されるインボイス制度への対応や、令和6年度に延期となったセンターの移転については、移転先の検討や準備作業など、多くの課題にしっかりと対応していく必要があります。

本年もセンターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、改めて会員一人ひとりが「親切・丁寧・誠実な就業」を提供することによって、さらに多くの市民の皆様から信頼されるセンターであり続けることを目指し、会員、役職員が一丸となって事業を推進します。

## II 実施事業

### (1) 受注体制の強化

- ①新規会員の入会促進を図るため、北海道シルバー人材センター連合会と協力し、より多くの市民が来場しやすい場所で入会説明会を開催するほか、説明会と併せ、より興味を引くテーマのセミナーを同時開催することにより新規会員の入会促進を図ります。
- ②初心者向けの講習会については、会員のほか一般市民にも参加募集を周知し、会員との交流を深めることで、新規会員の入会促進を図ります。
- ③女性会員に好評な料理講習会を春と秋の年2回開催することとし、一般市民の参加も周知して女性会員の増に結び付けるとともに、会員相互の親睦を図ります。
- ④入会促進への取り組みとして、引き続き、年度末1～3月に新たに入会した会員の当該年度の年会費を無料化するほか、夫婦会員の割引制度も継続します。また、本年2月から制度化した新規会員紹介制度は、既存会員からの紹介により新たに会員登録をした場合、紹介した会員と新たに入会した会員の双方に報奨として商品券を贈呈するものですが、これにより会員の入会促進を図ります。

- ⑤ 毛筆・硬筆の筆耕技術等の向上と継承のため、短期集中的な筆耕講習会を開催します。
- ⑥ 刈払機訓練講習会を開催し、刈払機を使用した就業に必要な知識の習得や安全操作・取扱技術など、実践的な技能の向上を図ります。
- ⑦ 初心者・中級者向けの除草・剪定・冬囲いの各種講習会を開催し、会員の技術・技能のレベルアップや後継者の育成を図ります。また、さらに実践的な剪定作業の技術を身に付けてもらうため、専門家を講師とした講習会を開催します。
- ⑧ 家事援助サービス講習会と高齢者・障がい者福祉サービス講習会を合わせて開催し、就業に役立つ知識の習得や技術の向上を図ります。
- ⑨ 屋外作業に従事する会員を対象とした屋外作業意見交換会と、屋内作業(屋内清掃、家事援助)に携わる会員を対象とした屋内作業・家事援助サービス意見交換会を、隔年で交互に開催することとし、本年については屋内作業・家事援助サービス意見交換会を開催します。

## (2) 就業機会の確保と拡大

- ① 会員と就業先とのマッチング機能を強化するため「業務コーディネーター」を有効に活用し、派遣業務も含めた就業機会の拡大に向けた取り組みを推進します。
- ② 未就業会員への就業機会を確保するため、各種講習会等への参加を促すとともに、屋外作業等のグループ就業を推進します。

## (3) 安全及び適正就業の推進

- ① 会報や事務局だよりに「安全標語」を掲載し、安全意識の高揚を図り事故防止に努めます。
- ② 会員の健康と就業に対する安全意識のより一層の浸透を図るため、安全大会を開催します。
- ③ 除草作業中の事故を未然に防止するため、就業先での会員の実態を把握し、7月の安全就業強化月間に合わせ安全パトロールを実施します。
- ④ 就業中や就業前後の事故防止を図るため、「安全心得・安全確認チェック項目」の活用や、センターに「無災害記録表」を掲示するなどにより安全就業に対する注意を喚起します。
- ⑤ 刈払機を使用した除草作業については、引き続き、作業前の「刈払機作業の安全チェック表」の確認や、就業報告書のチェック欄の活用を徹底するよう周知するなど、事故発生ゼロを目指します。
- ⑥ 賠償事故が発生した場合、安全及び適正就業推進委員による現場確認を速やかに実施し、事故原因の調査・分析を行うことで再発防止に努めます。
- ⑦ 刈払機を使用する会員に対し、少なくとも年1回の講習会受講を促し、事故防止に努めます。
- ⑧ 刈払機作業により傷害・賠償事故を発生させた会員に対し、「刈払機屋内・屋外訓練講習会」を受講させ、作業における安全意識を徹底させます。

- ⑨屋外作業の事故防止を図るため、除草作業などに使用する保護帽を会員が購入する場合の助成制度を継続します。
- ⑩会員の健康増進を図るため、「健康講話会」を開催するほか、会報や事務局だより等において健康診断の受診を奨励するなど、自らの健康管理の重要性について啓発を図ります。
- ⑪シルバー事業のしくみを正しく理解してもらうため、新規会員や新たな発注者に対し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を配付し、適正就業を推進します。
- ⑫当センターの就業は請負・委任によるものがほとんどであり、会員の就業機会・適正な就業を拡大するため、派遣就業分野の開拓に努めます。
- ⑬小樽市からの受注業務については、共働・共助の理念を尊重するため、会員が長期的に就業することを是正し、就業機会の平準化に努めます。
- ⑭民間事業所からの受注業務についても、発注者の理解を得ながら、会員の長期間にわたる就業の是正に努めます。

#### (4) 普及啓発・広報活動の充実

- ①小樽市の広報誌「広報おたる」に広告を掲載し、センターの取り扱い業務や会員募集、一般市民も参加可能な講習会の周知を図ります。
- ②市内全域から満遍なく会員を募集するため、新聞各紙に会員募集のチラシを折り込みます。
- ③公共施設や病院、薬局等に、会員加入促進PR用のパンフレット、ティッシュや会報PR版を配置します。
- ④会員、役員、事務局が協力して、街頭啓発などのイベントや、会員の居住地周辺等にパンフレット配布を行います。
- ⑤市内を運行するバスの車内において、市内6箇所バス停付近で、アナウンス広告を放送し、会員募集や事業のPRを行います。
- ⑥会員の自宅や町内会館等に会員募集をPRするポスターを貼り、地域住民にシルバー事業の周知を図ります。
- ⑦シルバー事業の普及啓発と受注拡大を図るため、市民等が多数集まるおたる潮まつりにセンターオリジナルの法被を着て、「潮ねりこみ」に参加し、シルバー事業のPRを行います。
- ⑧センターのエントランスホールにシルバー事業のしくみや仕事の内容などを紹介するパネルを展示します。
- ⑨シルバー事業をPRするため、10月のシルバー事業普及月間に、小樽駅前の長崎屋小樽店において、「シルバーフェスタ」及び「シルバーパネル展」を開催します。
- ⑩シルバー事業の普及啓発を図るため、公式ホームページに事業内容や、会報、事務局だよりなどを掲載します。
- ⑪会報「生きがい」では、センターの運営状況や事業活動などの情報を会員に提供するとともに、親しみを持って手に取ってもらえるよう、会員の顔写真をできるだけ多く掲載するなど、さらなる誌面の充実に努めます。

- ⑫ シルバー事業の周知を図るため、市民向けのPR版「生きがい」を作成し、街頭やイベント等において配布します。

(5) 社会参加（ボランティア活動）の推進

- ① 小樽市が管理する市民の憩いの場である公園の除草作業や、総合博物館の環境美化のため、ボランティア活動として、シルバー事業の周知を図り、シルバー人材センターのイメージアップに努めます。
- ② ボランティア活動への参加会員の周知を徹底し、参加する会員相互の交流を深めます。

(6) 事業運営の強化

- ① 事業運営の安定化と財政基盤の強化を図るため、引き続き事務・事業の効率化に努め、適正な事業運営に努めます。
- ② 北海道の最低賃金や道内各センターの配分金単価等の動向を注視し、配分金等検討委員会において、適正な配分金単価についての協議を行います。
- ③ 全国シルバー人材センター事業協会や北海道シルバー人材センター連合会などの関係団体や北海道、北海道労働局、小樽市などの関係機関と密接な連携を図り、事業の円滑な運営に努めます。また、連合会主催の役職員向けの研修や会議などに積極的に参加し、道内各センターとの連携、情報交換等に努めます。
- ④ 地域班内の会員の交流や、会員と事務局との情報交換・意思疎通を円滑に行うため、地域班懇談会を開催し、運営体制の強化に努めます。
- ⑤ 会員相互の親睦を深めてもらうことを目的として、昨年度好評だった「パークゴルフ」や、コロナ禍で3年にわたり中止となった「新年交流会」などの「会員交流会」を開催するほか、手芸などのサークル活動を支援します。

Ⅲ 令和5年度事業目標

会員数	406人
	(うち女性会員120人)
就業延人日数	35,000人日
受託事業収入	159,000千円
派遣就業延人員	1,400人日